販売の方法に係る技術上の基準に関する事項

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 規則 | | 項目 | | 申請内容 |
| 一般 | 液石 |
| ４０条  １号 | ４１条  １号 | 高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えること。 | |  |
| ２号 | ２号 | 充塡容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏えいしていないものをもってすること。 | |  |
| ３号 | ３号 | **圧縮天然ガス　または　液化石油ガス** | 充塡容器等の引渡しは、充塡期限を６か月以上経過していないものであること。かつ、その旨を明示すること。 |  |
| ５号 | ５号 | **圧縮天然ガス**を燃料の用に供する一般消費者、**液化石油ガス**を燃料（工業用燃料を除く）の用に供する消費者に販売する場合、配管の気密試験のための設備を備えること。 |  |
| ４号 | ４号 | **圧縮天然ガス**を燃料の用に供する消費者、**液化石油ガス**を燃料（工業用燃料を除く）の用に供する消費者に販売する場合、消費のための設備について、次に掲げる基準に適合することを確認すること。 |  |
| イ | イ | 充塡容器等（内容積２０ ℓ 以上に限る。以下同じ。）は、２ｍ以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと。  ※ただし、告示で定める場合に限り、充塡容器等及びこれらの附属品から漏えいした高圧ガスが屋内に滞留しないような措置を講じ、かつ、火気に触れないような措置を講じたときは、屋内に置くことができる。 |  |
| ロ | ロ | 充塡容器等には腐食防止措置を講ずること。 |  |
| ハ | ハ | 充塡容器等は、常に温度４０℃以下に保つこと。 |  |
| ニ | ニ | 充塡容器等（内容積５ℓ以下を除く）には転落転倒防止措置を講ずること。 |  |
| ホ |  | **圧縮天然ガス** | 充塡容器等と閉止弁との間には調整器を設けること。  高圧側：容器耐圧試験圧力以上の圧力で行う耐圧試験及び耐圧試験圧力  の６０％以上の圧力で行う気密試験に合格するものであること。  調整圧力：２.３kPa～３.３kPa　 閉そく圧力：４.２kPa以下 |  |
| へ |  | 配管は耐圧試験に合格する管を使用すること。  容器～調整器：容器耐圧試験圧力以上  調整器～閉止弁：０.８kPa以上（３０ｃｍ未満のものは０.２kPa以上） |  |
| ト |  | 硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付けること。 |  |
| チ |  | 調整器と閉止弁との間の配管は、当該配管の設置の工事を終了した後  ４.２kPa以上の圧力で気密試験を行い、これに合格するものであること。 |  |
|  | ホ | **液化石油ガス** | 充塡容器等と閉止弁との間には調整器を設けること。  充塡容器等～閉止弁：２.６MPa以上の耐圧試験及び１.６MPa以上の圧  力で行う気密試験に合格するものであること。 |  |
|  | へ | 配管は耐圧試験に合格する管を使用すること。  充塡容器等～調整器：２.６MPa以上  調整器～閉止弁：０.８MPa以上　※調整器に接続する長さ３０ｃｍ  （屋外に設置した風呂がまに用いるものは２ｍ）未満の配管については、  ０.２MPa以上 |  |
|  | ト | 硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付けること又は継手を用いること。 |  |

備考：申請内容欄には「別紙のとおり台帳を備え記録する」「基準どおり遵守する」「該当なし」等記載すること。